(二)　四五年間人口減少率が〇・二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二二年の人口のうち六五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三二以上であること。

(三)　四五年間人口減少率が〇・二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二二年の人口のうち一五歳以上三〇歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一二以下であること。

(四)　国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和六〇年の人口から当該市町村人口に係る平成二二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和六〇年の人口で除して得た数値が〇・一九以上であること。

2　過疎地域自立促進のための地方債の対象経費の拡充

地方債をもってその整備に必要な経費の財源とすることができる施設として、次に掲げる施設を追加することとした。（第一二条第一項第四号、第六号、第九号、第一〇号、第一六号及び第一八号関係）

(一)　中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所

(二)　住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち総務省令で定める事業者の事業の用に供するもの

(三)　一般廃棄物処理のための施設

(四)　火葬場

(五)　障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設

(六)　公立の小学校又は中学校の屋外運動場及び水泳プール

(七)　市町村立の高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール及び寄宿舎並びに市町村立の高等学校の教員又は職員のための住宅及び生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設

3　この法律は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第九号）（総務省）

1　成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇所得税法等の一部を改正する法律（法律第一〇号）（財務省）

一　所得税法の一部改正関係

1　給与所得控除の上限の引下げ

(一)　給与所得控除の上限額が適用されるその年中の給与等の収入金額を、一、二〇〇万円（改正前一、五〇〇万円）に引き下げ、その上限額を二三〇万円（改正前二四五万円）とすることとした。（所得税法第二八条関係）

(二)　給与所得控除の上限の引下げに伴い、給与所得者の特定支出の控除の特例について、一律に、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の二分の一に相当する金額を超える場合には、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとした。（所得税法第五七条の二関係）

(三)　給与所得控除の上限の引下げに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表の見直しを行うこととした。（所得税法別表第二～別表第五関係）

2　非居住者等に対する課税原則について、次のとおり見直すこととした。

(一)　非永住者の課税所得の範囲

非永住者の課税所得の範囲を、国外源泉所得以外の所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたものとする。（所得税法第七条関係）

(二)　国内源泉所得

改正前の国内において行う事業から生ずる所得に代えて恒久的施設帰属所得を国内源泉所得の一つとする。（所得税法第一六一条関係）

恒久的施設帰属所得は、恒久的施設が非居住者から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設と当該非居住者の事業場等との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得とする。

(三)　非居住者に対する課税の方法

非居住者に対して課する所得税の額は、非居住者の有する国内源泉所得の種類に応じて、①居住者の課税標準及び所得税の額の計算に準じて計算した金額（以下「総合課税に係る所得税の額」という。）及び②他の所得と分離してその国内源泉所得に一定の税率を乗じて計算した金額（以下「分離課税に係る所得税の額」という。）とする。（所得税法第一六四条関係）

(四)　総合課税に係る所得税の額の計算

非居住者の総合課税に係る所得税の額の計算は、次に掲げる非居住者の区分に応じそれぞれ次に定める国内源泉所得について、居住者に係る所得税の課税標準、税額等の計算の規定に準じて計算した金額とする。（所得税法第一六四条及び第一六五条関係）

(1)　恒久的施設を有する非居住者　次に掲げる国内源泉所得

イ　恒久的施設帰属所得

ロ　総合課税の対象となる国内源泉所得（イを除く。）

(2)　恒久的施設を有しない非居住者　総合課税の対象となる国内源泉所得

(五)　恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

恒久的施設帰属所得に係る各種所得の金額は、非居住者の恒久的施設帰属所得について、別段の定め（(1)及び(2)等）を除き、居住者に係る所得税の課税標準の計算に関する規定に準じて計算した金額とする。（所得税法第一六五条関係）

(1)　恒久的施設に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入

非居住者の恒久的施設に係る純資産の額が、恒久的施設に帰せられるべき純資産の額に満たない場合には、恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子のうち、その満たない金額に対応する部分の金額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。（所得税法第一六五条の三関係）

(2)　配賦経費に関する書類の保存がない場合における配賦経費の必要経費不算入

非居住者の配賦経費につき、その配分の基礎となる書類の保存がない場合には、その書類の保存がなかった配賦経費については、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。（所得税法第一六五条の五関係）

(六)　非居住者に係る外国所得税額の控除

非居住者が外国所得税を納付することとなる場合には、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る所得税の額のうち国外所得金額に対応する金額を限度として、その外国所得税の額をその年の所得税の額から控除する。（所得税法第一六五条の六関係）

(七)　恒久的施設に係る取引に係る文書化

恒久的施設帰属所得を有する非居住者は、当該非居住者が他の者との間で行った取引で当該取引から生ずる所得が当該非居住者の恒久的施設に帰せられるものに係る明細を記載した書類及び非居住者の事業場等と恒久的施設との間の内部取引に係る明細を記載した書類を作成しなければならない。（所得税法第一六六条の二関係）